別紙様式第二号の次に次の一様式を加える。

（別紙様式第三号）

（単位：百万円、％）

国際様式（表２）の該当番号	国際様式（表１）の該当番号	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額　(1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		
1 a	1	連結貸借対照表における総資産の額		
1 b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額（△）		
1 c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）		
1 d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）		
2	7	Tier１資本に係る調整項目の額（△）		
3		オン・バランス資産の額　(イ)		
デリバティブ取引等に関する額　(2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額		
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額		
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△）		
8		清算会員である最終指定親会社等が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額（△）		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）		
11	4	デリバティブ取引等に関する額　(ロ)		
レポ取引等に関する額　(3)				
12		レポ取引等に関する資産の額		
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額（△）		
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額　(ハ)		
オフ・バランス取引に関する額　(4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額		
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）		
19	6	オフ・バランス取引に関する額　(ニ)		
連結レバレッジ比率　(5)				
20		資本の額　(ヘ)		
21	8	総エクスポージャーの額（(イ)＋(ロ)＋(ハ)＋(ニ)）　(ト)		
22		連結レバレッジ比率（(ヘ)／(ト)）		

（注）

a　「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表１及び表２に記載された番号をいう。

b　連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」「前中間期末」と、最終指定親会社四半期の開示においては「当最終指定親会社四半期末」、「前最終指定親会社四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

d　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第四条　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八条第八項第一号ロにおいて」を「以下」に改め、同条第二項中「前項」を「前項本文」に、「指定国際会計基準に基づく本告示適用についての技術的読替えは、金融庁長官が別に定める」を「当該連結財務諸表におけるエクスポージャーの額の算出については、連結の範囲に含める」に改め、同条第三項中「第五条第二項第一号イ(1)において」を「以下」に改め、同条第四項を削る。